裏面

（第二面）

平成　年　月　日交付

総務省自治税務局

総務事務官　○○　○○

写真

印

（第三面）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）抜粋

第百四十四条の三十八　総務大臣は、軽油引取税の徴収について適正な運営を図るため必要があると認める場合においては、その指定する職員（以下この条から第百四十四条の三十九までにおいて「総務省指定職員」という。）をして、次に掲げる者に質問させ、又はこれらの者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めさせることができる。

一　元売業者又は元売業者の指定の申請を行った者その他第百四十四条の七第一項各号に該当すると認められる者

二　前号の者から軽油その他の石油製品の引取りを行う者

2　前項の場合においては、当該総務省指定職員は、軽油その他の石油製品について必要最小限度の数量を見本品として採取することができる。

3　前二項の場合においては、当該総務省指定職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4　総務省指定職員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

5　第一項、第二項又は前項に規定する総務省指定職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行し、平成二十五年一月一日から適用する。

2　地方税法第百四十四条の三十八第三項に規定する総務省の職員の身分を証明する証票の様式を定める件（平成二十一年総務省告示第二百九十七号）は廃止する。

○総務省告示第二百三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第三項の規定により、関西広域連合の規約の変更の届出を受理したので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年五月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

一　届出年月日

平成二十五年三月二十九日

二　施行年月日

平成二十五年四月一日

三　変更内容

第二十条、附則及び別表に記載される広域連合の経費の支弁の方法を変更する。

○総務省告示第二百三十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、総務省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長に委任した件（平成二十一年総務省告示第二百七十二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年度分の補助金等から適用する。

平成二十五年五月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

本文中「沖縄総合通信事務所長」の下に「（情報通信技術利活用事業費補助金（復興街づくりＩＣＴ基盤整備事業（デジタルテレビ中継局整備事業及び地上ラジオ放送受信環境整備事業を除く。）に限る。）に係る場合は、北海道総合通信局長、東北総合通信局長、関東総合通信局長及び信越総合通信局長に限る。）」を加える。

表の上欄中「（目）無線システム普及支援事業費等補助金（辺地共聴施設整備事業に限る。）」を「（目）無線システム普及支援事業費等補助金（辺地共聴施設整備事業に限る。）（項）生活基盤行政復興政策費（目）情報通信技術利活用事業費補助金（復興街づくりＩＣＴ基盤整備事業（デジタルテレビ中継局整備事業及び地上ラジオ放送受信環境整備事業を除く。）に限る。）」に改める。

○政治資金適正化委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十五年五月二十八日　政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
一〇七一	松永　勇　二五、五、七	本人からの申請	

○政治資金適正化委員会告示第三十五号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年五月二十八日　政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
七八五	阿部　尚武	七八五　二五、四、一九	

○政治資金適正化委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十五年五月二十八日　政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四四一八	二五、五、二	寺田　昌人
四四一九	二五、五、二	岩倉　哲二
四四二〇	二五、五、二	新田　宏司

○法務省告示第二百二号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の名称の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年五月二十八日　法務大臣　谷垣　禎一

変更前の名称

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構

変更後の名称

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

変更年月日

平成二十五年四月一日

○文化庁告示第二十一号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十五年五月二日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十五年五月二十八日　文化庁長官　近藤　誠一

バリアフリー読書サークル　ＹＡクラブ

○農林水産省告示第千七百四十七号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号。以下「施行規則」という。）第十一条第一項並びに農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号。以下「算定省令」という。）第二条及び第三条第一号の規定に基づき、平成二十五年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る施行規則第十一条第一項の農林水産大臣が定める対象農産物の単位面積当たりの収入額及び収穫量並